

第5回 憲法「改正」問題－改めて憲法を正視する

小沢隆一（東京慈恵会医科大学・憲法学）

1. 70歳（古稀）を迎えた日本国憲法

(1) あまり敬されていない様子が…

- ・「任期中の改憲」を掲げる安倍首相（総裁）
- ・改憲に向けての実績づくり 秘密保護法、国家安全保障会議、そして戦争法
- ・南スーダンPKOでの戦争法11月実施（駆け付け警護・宿営地の共同防護）
- ・沖縄辺野古・高江などでの政府による強権的な米軍基地建設

(2) 始動する憲法審査会（衆院）

- ・2016. 11. 10 11. 17 自由討議
- ・「悪夢」としての2015. 6. 3
- ・可能な改憲テーマ・論点をさぐる

(3) これからが正念場

- ・憲法をトータルに（＝平和主義のみならず民主主義、立憲主義も）否定する戦争法
- ・戦争法の施行→発動の先に展望される明文改憲（9条2項削除、緊急事態条項導入）
- ・改憲論の本質をとらえ しっかりと向き合う軸足を

2. 自民党「日本国憲法改正草案」の問題点を再整理する

（本会資料及び小沢隆一『憲法を学び、活かし、守る』（学習の友社・2013年）参照）

(1) 近代憲法の意義を踏まえているか

①前文・1条・3条 ⇔ 日本国憲法（以下同）前文

- ・「愛国心」や「和の精神」の強要
- 憲法が規定すべきこと、規定してよいこと、規定してはいけないことの区別
- ・天皇元首化／国民の国旗・国歌尊重義務／平和的生存権削除

②12条 13条 21条 ⇔ 12条 13条 21条

- ・「個人」から「人」へ 「個性のない人」がお好み？
- ・「公共の福祉」にかえて「公益及び公の秩序」による権利制限
- ・表現・結社の自由にも「公益及び公の秩序」による制限

③20条 ⇔ 20条

- ・「社会的儀礼・習俗的行為」の政教分離からの除外
- ・「政教分離」の本当の意味
宗教の腐敗・政治の墮落・社会の不寛容・政治の過激化の防止

(2) 新自由主義型経済・財政の推進というねらい

④24条 ⇔ 24条

- ・「家族の尊重・家族の互助」の意味するものは？
- ・「ベアテさんの思い」から背を反ける

⑤28条 ⇔ 28条

- ・公務員の労働基本権の「全部」制限も可能に

⑥83条 ⇔ 83条

- ・「財政の健全性」の意味するものは？
- ・憲法で「財政の健全性」が確保できるか？

⑦92条 ⇔ 92条

- ・「地方自治の総合的実施」 総合的行政主体でなければ基礎自治体になれないのか？
- ・「住民の負担を公平に分担する義務」の意味するものは？

(3) 「本丸」としての9条改憲

⑧9条 9条の2 9条の3 25条の3 98条 99条 ⇔ 9条

- ・自衛権の発動 ねらいは集団的自衛権
- ・国防軍の保持 「普通の国」の軍隊に 「審判所」 (=軍法会議) の設置
- ・あざとい「在外邦人保護」規定
- ・緊急事態対処規定 自然災害対処は「口実」 ねらいは軍事対処

(4) 最高法規としての憲法 憲法と私たち

⑨100条 ⇔ 96条

- ・衆参の「過半数の発議」の意味するものは？
- ・近代立憲主義の否定

⑩102条 ⇔ 97条 99条

- ・97条全面削除・「国民の憲法尊重義務」の意味するものは？
- ・国民はどのようにして「憲法を守る」のか